



ゆたかな生活

3月2019
No.147

平成31年3月15日
佐 倉 市
消費生活センター
Tel 043-483-3010
消費者問題のご相談は
Tel 043-483-4999

消費生活 相談に見る 2018年の 10大項目

国民生活センター(※)では、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。2018年は、「架空請求」の相談が激増した他、「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが相次ぎました。また、2022年に成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立した年となりました。

(※)国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施している独立行政法人。所管官庁は消費者庁

1 増え続ける

「架空請求」に関する相談は2017年から急増し、今年は前年比の2倍に迫る勢いで相談が寄せられています。メールやSMS、ハガキだけではなく、封書などを使う手口もみられました。

・架空請求に関する相談は2017年から急増し、今年は前年比の2倍に迫る勢いで相談が寄せられています。メールやSMS、ハガキだけではなく、封書などを使う手口もみられました。

2 深刻化する

原野商法の二次被害トラブル

・過去に原野商法のトラブルにあった消費者や、その原野を相続した消費者が再度トラブルにあう「原野商

防止、拡大防止を図るため、内閣総理大臣が会長を務める消費者政策会議で「架空請求対策パッケージ」を取りまとめました。

法は「二次被害」に関して、これまでに過去4回にわたって注意喚起を行ってききましたが、手口の変容に伴って、再び多くの相談が寄せられています。

・11月には「土地を高く買い取る」などと持ちかけて、取引の手数料や整地費用などの名目で現金を、だまし取った疑いで逮捕者が出ました。相談事例では、巧妙な説明によって売却額より高い値段の新たな原野等を購入させるといった手口が目立ち、高齢者の財産を根こそぎ奪う深刻な相談も寄せられています。

3

仮想通貨などの
トラブル目立つ不正
流出事件 事業者
への行政処分も

・仮想通貨に関しては、過去3回注意喚起をしていますが、ICOやマイニングへの投資など実態不明な投資話に関する相談が多くみられ、仮想通貨交換業者に関する相談なども寄せられています。

・1月と9月には、仮想通貨交換業者で不正アクセスによる仮想通貨の流出事件が発生する等問題のある仮想通貨交換業者に対して、各財務局は、行政処分を行いました。また、3月には日本仮想通貨交換業協会が発足し、10月には資金決済法上の自主規制団体と認定されるなどの動きもありました。

4

広がる個人間取引
フリマサービス
など

・消費者対事業者の取引だけでなく、フリマサー

ビスなどの事業者が提供する、いわゆるプラットフォームを利用して、消費者同士が商品や役務を取引できる個人間取引などの利用が広がりを見せています。

・利用が広がる一方で、出品者・購入者間のトラブルに関する相談や、取引相手に禁止行為を持ちかけられトラブルに巻き込まれるなどの相談も寄せられています。

5 改正医療法施行医療機関のウェブサイトに等も広告規制の対象に

・6月、改正医療法が施行され、医療機関のウェブサイト等も広告規制の対象となり、「絶対安全な手術です」という虚偽広告や、「〇〇手術は効果が高く、おすすです」という誇大広告が、禁止となりました。

・医療法施行規則において、患者等の主観に基づく治療等の内容または効果

に関する体験談を広告してはならないことや、治療等の内容または効果について患者等を誤認させるおそれのあるビフォーアフター写真等を広告してはならないことが明確化されました。

6 「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが相次ぐ

・磁気治療器などの「レンタルオーナー商法」を展開したジャパンライフをはじめ、加工食品などの「オーナー制度」で資金を集めていたケフィア事業振興会、家賃保証などをうたいシェアハウスへの投資を勧誘していたスマートデイズなどの倒産等が相次ぎました。

・シェアハウスへの投資をめぐっては、10月、シェアハウス向けの融資等に不正があったとして、金融庁は銀行に対して行政処分を行いました。

7 成人式当日に連絡とれず「はれのひ」多くの若者が被害に

・成人式当日、振袖の販売・レンタル業を行う「はれのひ」が突然営業を停止し、予約していた晴れ着を成人式に着られないなどのトラブルが発生しました。

・店舗のあった八王子市や横浜市などの消費生活センターでは、相談窓口が設置され、国民生活センターでも着物のレンタル契約について注意を呼びかけました。

8 民法改正「18歳成人」2022年から

・6月、成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げた改正民法が成立しました。

・改正民法により、親など法定代理人の同意なく結んだ契約をほぼ無条件に

取り消せる権利「未成年者取消権」を行使できる年齢が20歳未満から18歳未満に下がることとなります。また、消費者契約法も改正され、若年者に被害が多くみられるデパート商法や就職商法などの契約を取り消すことができるよう、不当な勧誘行為として複数の類型が追加されました。

9 今年も発生こどもの誤飲事故

・国民生活センターでは昨年の加熱式たばこに続き、今年はハンドスピナーの小さな部品や、強力な磁石のマグネットボールを誤飲したことによる子どもの誤飲事故に関して注意喚起を行いました。

・幼児が複数のマグネットボールを誤飲し、消化管が穿孔（穴があくこと）し開腹手術等をした、という事故情報も寄せられました。小さな部品でも、子どもが誤飲したことで手術が必要となるような

10 大規模自然災害が頻発した1年豪雨災害での「消費者トラブル110番」開設など

・今年は、大雪や豪雨、地震と多くの災害に見舞われた1年でした。

・災害に便乗した悪質商法被害の未然防止のため、国民生活センターでは、速やかな情報提供を行うとともに、被災地域の支援のため、「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」の開設や、北海道胆振東部地震の際には地方消費生活センター等のバックアップなども行いました。



第47回 佐倉市消費生活展

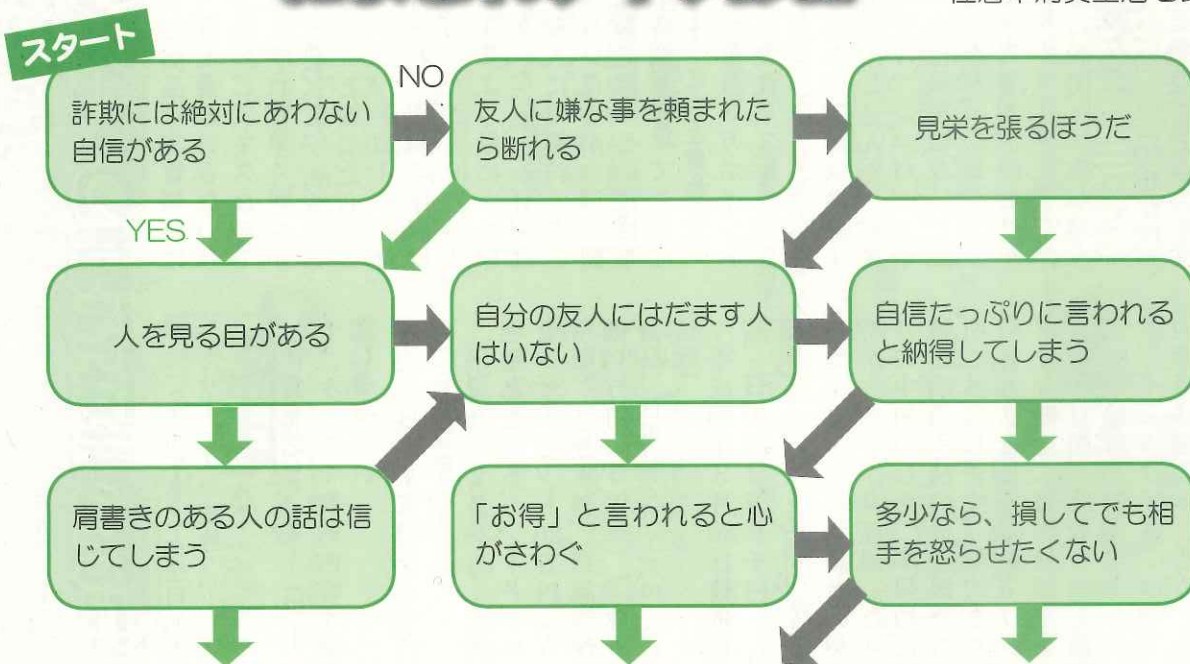
佐倉市消費生活展実行委員会主催による「第47回佐倉市消費生活展」が、平成31年1月26日（土）と27（日）にイオンタウンユーカリが丘店西街区1階さくらの広場で開催され、多くの方にご来場いただきました。実行委員会構成11団体が『元気な明日へ 今、くらしを見直すとき!』をテーマに、それぞれのブースで消費生活に必要な情報と知識、問題点をパネル展示等で提供しました。



消費者トラブル「自分は大丈夫」は通用しない!

だまされタイプ診断

第47回 消費生活展
佐倉市消費生活センター



怪しい投資話(劇場型勧誘)

複数の業者が役回りを分担し、パンフレットや電話で勧誘したりして、消費者があたかも得をするように信じ込ませて実体不明の金融商品などを買わせる手口です。

通販の定期購入

「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」などの広告を見て「お試し」「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、数ヶ月間の定期購入が条件だったというトラブルが増えています。

架空請求

実際には、利用していないのに、「サービスを提供した」と称して代金を請求し、お金をだまし取る手口です。



注意したい悪質商法

困ったら佐倉市消費生活センターにご相談ください! ☎043-483-4999

「消費生活センター」をご存知ですか?

市内在住・在勤の方を対象に、消費生活センターでは消費生活相談員が適切な情報提供やあっせん等により消費者トラブルの解決のお手伝いをします。

消費生活センターは、京成佐倉駅直結のミレニアムセンター佐倉3階にあります。まずはお気軽にご相談ください。

また出前講座も行っていますのでお問い合わせください。

消費生活相談電話 043-483-4999 毎週月～金曜日・第3土曜日/9時～12時・13時～16時

SNSをきっかけに、 ネットワークビジネスの民にはまった!!

相談概要

SNS（*）で知り合った男性から飲み会に誘われ、そこで知り合った別の男性（勧誘者）と意気投合し繰り返し会うようになった。毎日のように連絡があり、経済セミナーやホームパーティー、イベントなどに誘われ一緒に参加した。

1000円でコーヒードリンクが飲めるカフェがあると連絡があったので出向いたら会社のビルだった。ネットワークビジネスの話があり、働かず時間もお金も得られる仕事の仕組みの説明を受けた。「1万ポイント分の商品を購入すれば年会費は無料になる。ビジネスをするのに自分で製品を購入して、使い方や性能を知る必要がある」と調理器具セット、空気清浄機、浄水器などを勧められた。「自分は収入が少なく貯金もないので買えない」と断ったが、「月々の支払は1万円になるがキャッシュバック分が6万円あるので半年間は負担がない。半年もすれば収入が得られるので支払いができるし、

購入した商品は実質無料になる。資本金のいらないうりスクのないビジネスなので早期購入すれば早く成果が出る」と言われた。再度「お金がない」と断ったら、2社のクレジットカード会社を紹介され、実際の年収は120万円だが300万円と申告するよう勧められ申し込みをした。「1か月間は家族や友人には契約のことは話さないほうがいい、製品の知識を深めるのに仕事以外の時間をすべてこれに捧げるように」と言われた。さらに「毎月3万ポイント分は自己発注してキャッシュバックを得るのが基本だ」と言われたので健康食品1か月分を申し込んだ。勧誘者からキャッシュバックや収入で自己負担はないと説明を受けたが、クレジットカードの支払ができず信販会社から督促状のはがきが届いたのでやめた。

（20代女性）

（*）日記やメッセージ、写真の投稿などを通して友人や知らない誰かとネット上でつながって交流することを目的としたサービスの総称

処理概要

消費生活センター（以下、セクター）で契約内容を確認しました。

契約日 平成28年2月27日に会員登録 4千円
平成28年2月29日 ①調理用品セット、フードプロセッサセット26万円（A信販）②浄水器、空気清浄機34万円（B信販）③健康食品、日用品2万7千円（C信販）
平成28年3月30日健康食品、日用品2万9千円（C信販）
合計66万円

セクターへの相談は、契約から約2か月経過した4月の中旬でした。本契約は特定商取引法の連鎖販売取引に該当します。契約をやる方法として①クーリングオフ制度（書面受領日を含め20日間）②取り消し制度③中途解約制度があります。すでにクーリングオフ期間は経過していることから、取り消しができないか検討しました。相談者から

契約の経緯を聞き取り、販売会社（以下、販社）と信販会社（以下、信販）へ書面にて契約の経緯と取り消しを申し出るよう助言しました。

書面申し出を確認後、セクターより販社へ連絡しました。

①消費者を会社へ呼び出す際に、勧誘目的の明示がなかったこと

②キャッシュバック分の6万円が半年間は負担がなく、半年後には収入を得られると説明したこと

③相談者が終電に間に合わないなどの長時間勧誘

④クレジットカードの年収虚偽の誘導

などを指摘し、担当者への事実確認を求めました。後日販社より、担当者の回答について報告がありました。

担当者は事前に勧誘目的の明示をSNSにより、相談者へ説明しているとのことでした。相談者へ確認したところ、SNSの履歴からそのような事実はないとの回答がありました。販社へ担当者の主張の根拠を求めたところ、すでにSNSの履歴は消去しているとのことでした。相談者のSNSの履歴のコピーと勧誘時の際に担当者が説明に使用し

たメモなどを販社へ送付しました。後日販社より、検討した結果取り消しに応じるとの回答がありました。

消費者へのアドバイス

①全国の消費生活センターに寄せられる相談では、20歳過ぎの若者（20〜22歳）の相談が、18〜19歳の未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。契約内容は、サイドビジネスやマルチ取引、エステが多いのが特徴です。未成年者取消権の保護がなくなる20歳になった途端に勧誘を受けるケースもあります。2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるので、社会経験が乏しい若者を狙ったトラブルの増加が懸念されています。

②「簡単に儲かる」という甘い言葉を信じて契約しても、最終的に契約の責任を負うのは自分であることを意識しましょう。

③仕事のためと安易にクレジットカードの契約や借金をするのは危険です。仕事をするのに必要な高額な契約が必要なのか冷静に考えましょう。

④困ったときには消費生活センターへ相談してください。